

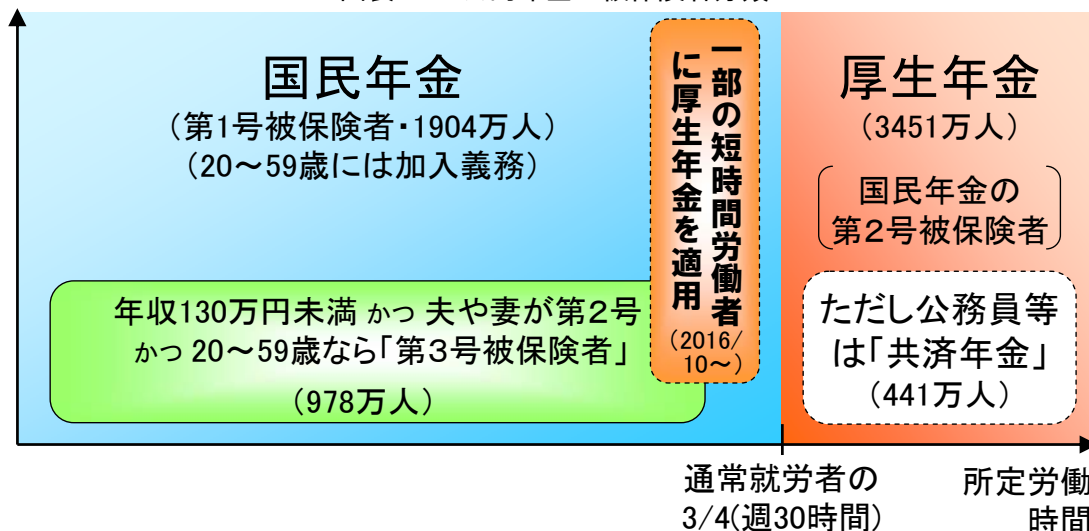
(公的年金)：主婦年金問題の再確認：法案成立後も退職時の周知が不可欠

今国会に主婦年金対策を含む年金改正法案が提出された。法案には主婦年金問題が再発しないよう対策が盛り込まれているが、それでも「本人次第」の部分が残る。法案成立後も、手続き漏れが生じないように、定年や中途を問わず、退職予定者への周知が重要となるだろう。

今国会に、いわゆる主婦年金問題への対策を含む年金改正法案が提出された。主婦年金問題とは、夫の退職を機に国民年金の保険料を納めることになった主婦が、状況変化を届け出なかったために保険料を納めず、中には相当する年金を受け取っている人もいた、という問題である。この問題に対しては当初は寛容な対応が行われたが、直後から不公平等を指摘する世論が高まり、寛容な対応を廃止して厳格に対応することになった。2011年11月に厳格に対応するための法案が国会に提出されていたが、衆議院の解散に伴って廃案になったため、今回再提出された。

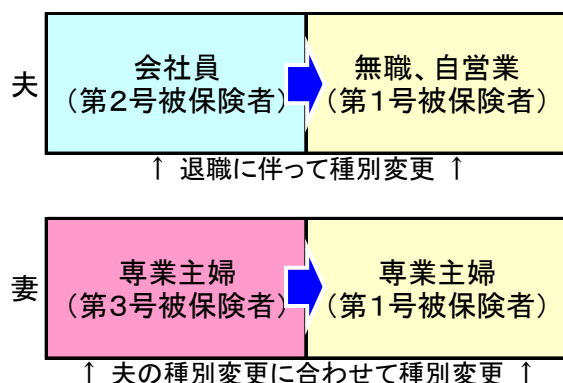
なぜ主婦年金問題が発生するのか。この問題のもっとも基本的な理由は、公的年金の加入者は働き方などによって大きく3つの種別に区分される点にある。20～59歳の日本居住者は、公的年金制度（具体的には、基礎年金給付のベースとなる国民年金制度）に加入する義務がある。また、20歳未満や60歳以上も含めて、週に30時間以上勤務しているなどの働き方の場合には、厚生年金や共済年金の加入者となり、国民年金の加入者ともなる。厚生年金や共済年金の加入者は、国民年金では第2号被保険者と分類され、第2号被保険者に扶養されている配偶者（主に専業主婦）は第3号被保険者に区分される。そして、第2号や第3号の被保険者に該当しない国民年金の加入者が、第1号被保険者となる。ここで、20～59歳の無職者は、前述の区分方法に基づいて第1号被保険者になる点に注意が必要だ。

図表-1 公的年金の被保険者分類



いわゆる専業主婦は、夫が厚生年金や共済年金の加入者（すなわち第2号被保険者）であれば、自らは第3号被保険者となる。しかし、夫が会社を退職して第1号被保険者となったり、60歳を超えて会社を退職して国民年金の加入者でなくなった場合などでは、夫が第2号被保険者ではなくなるため、妻は第3号被保険者から第1号被保険者に種別が変わることもある。

図表－2 第3号被保険者から第1号被保険者に種別が変わるケース

【ケース1】夫が60歳未満で退職

【ケース2】夫が60歳以上で退職


(注) 妻は20歳以上60歳未満と仮定した(60歳以上の場合は国民年金の対象外である)。なお夫の状況変化以外に、第3号被保険者自身の状況変化により、第1号や第2号被保険者となる場合もある。例えば、第3号被保険者の年収が130万円を越えた場合は、週30時間未満で働いていても第1号被保険者となる。

第3号被保険者から第1号被保険者になる際には、市区町村を通じて日本年金機構へ届け出る必要がある。しかし、この届出が行われないと、本来は第1号被保険者であるにも関わらず、年金記録上は第3号被保険者のままという不整合が生じる。これが、いわゆる主婦年金問題である。多くの場合は、年金を受け取り始めるための手続き(裁定手続き)で過去の加入履歴を確認する際に不整合な記録を訂正して、適正な年金額を受け取る。しかし、中には不整合な記録が訂正されないまま、不適正な年金額を受け取っているケースもある。

図表－3 主婦年金問題(第3号被保険者に関する年金記録不整合)の該当者数

	加入者	受給者
不整合を放置	42.2万人	5.3万人
不整合訂正済	67.3万人	50.3万人

(注) 厚生労働省による粗い試算。

法案には、問題が再度発生しないように対策が盛り込まれているが、「本人次第」の部分が残る点には留意が必要だ。法案には、再発防止策として、(1) 厚生労働大臣は、共済組合等や健康保険組合に対して加入者の氏名や住所などの必要な資料の提供等を求めることができる、(2) 共済組合等は、厚生労働大臣に対し、その加入者が第2号被保険者でなくなったことに関して必要な情報を提供する、の2つを盛り込み、さらに、第3号被保険者に該当しなくなった場合に届け出る必要があることを、条を新設して明確化している。しかし、法案成立後も、種別の変更が必要な主婦自らが市区町村経由で届け出る必要がある点は、変わらない。

社会保障と税の共通番号(マイナンバー)が整備されれば問題が解消するかも知れないが、当面は行政機関間の情報連携は自動的には行われない。退職情報を把握しているのは企業等であるため、定年や中途を問わず企業等が退職予定者へ手続きを周知することが、手続き漏れを減らすために重要な取り組みとなるだろう。

(中嶋 邦夫)